

令和 8 年度 社会福祉法人明 事業計画書

1. 基本計画

実施事業の安定した運営を継続し、公益的取り組み、虐待防止や身体拘束適正化への取り組みを実践する。実施事業については防災対策や防犯対策を推進していく。

2. 役員等・評議員等の構成

理事	監事	評議員	評議員選任・解任委員
6 名	2 名	5 名	3 名

3. 理事会・評議員会

理事会	令和 8 年 5 月	事業報告、決算
	令和 9 年 3 月	補正予算、事業計画、予算
評議員会	令和 8 年 6 月	事業報告、決算
	令和 9 年 3 月	補正予算、事業計画、予算

4. 実施事業

事業所名	事業形態	定員
港つぼみ作業所	生活介護	30 名

5. 公益的取組

(1) こども 110 番の家（港つぼみ作業所）

地域の子どもたちが緊急時に駆け込める場所として、「こども 110 番の家」に協力し、当知小学校 P T A の巡回を受けて定期的な状況報告を行う。ベルマーク回収活動にも協力し、事業所に回収箱を設置する。

(2) なごや・よりどころサポート事業（港つぼみ作業所）

名古屋市から認定を受けている「生活困窮者就労訓練事業」を継続し、仕事・暮らし自立サポートセンターからの就労体験・中間的就労訓練を受け入れる。

6. 虐待防止・身体拘束適正化

虐待防止のため、法人内に設置した虐待防止委員会を計画的に運営し、セルフチェック・職員研修を実施する。身体拘束適正化については、法人内に設置した身体拘束適正化検討委員会を虐待防止委員会と一体的に運営し、委員は兼任とする。職員研修・事例検討など必要な取り組みを実施する。

令和8年度 港つぼみ作業所 事業計画書

1. 理念

障害者が主人公となり、お互いに力を出し合って助け合いながら生活・活動し、人間としてより豊かな人生を築く場となることを目指す。

障害者、家族、職員、関係者一人ひとりの思いを大切にし、地域に根差した活動と民主的で開かれた運営を目指す。

2. 運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又社会生活を営むことができるよう、介護を要する利用者に対して、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場で考えサービスの提供を行う。
- (3) 名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例、その他関係法令を遵守し事業を実施する。

3. 基本計画

(1) 地域連携

- ア. 利用者家庭及び利用者が入居するグループホーム等の住まいの場のほか、相談支援事業所、その他のサービス、その他の支援機関、医療機関等とともに連携を密にし、一体的な支援に努める。
- イ. 外部機関との交流を積極的に図っていき、事業所外の活動であっても企画運営や企画参加を業務として位置づけ、関係先や活動の幅の広がりや様々なニーズへの対応など、利用者の利益につなげる。
- ウ. 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会の研修部委員を継続し、名古屋市及び愛知県の事業者を対象にした研修を企画運営することで広く福祉業界に寄与する。
- エ. 港区障害者自立支援連絡協議会の就労部会員を継続し、活動を通してつながりや分野の知見を深め、専門性を高めていく。
- オ. 町内の防災会議に定期的に参加し、町内住民との交流を図るとともに、防災及び救命に関する知識・技術を身に付ける。

(2) 法令遵守

- ア. 虐待防止及び身体拘束適正化のための取り組みを計画的・効果的に実施し、利用者、職員、事業所を守っていく。
- イ. 消防計画・避難確保計画・事業継続計画に基づいて訓練や研修を実施し、災害対策や感染対策を実践していく。

4. 事業所概要

事業所名	事業形態	定員／利用契約者
港つばみ作業所	生活介護（令和 6 年 4 月 1 日指定更新）	30 名／23 名

5. 事業内容

（１）就労支援事業

- ア. 受託作業：菓子封入、DM 封入、割箸封入、ゴム部品バリ取り、その他
- イ. 製造販売：縫製品、ふきん、洗濯バサミ
- ウ. 資源販売：廃電線剥離、アルミ缶等、ダンボール等
- エ. 物資販売：商品販売活動

（２）行事・その他の活動

- ア. 地域生活推進：地域住民との交流等のため、下記の活動を行う。
 - ①地域ふれあい祭り：11 月第二日曜日に施設を開放してバザーを開催する。
 - ②地域清掃：年に 1 回以上実施する。
 - ③企画参加：呼びかけや案内を受けた地域行事や外部企画へ積極的に参加する。
- イ. 課外活動：利用者の見識を広め、ルールやマナー及び社会スキルの向上、感性又は作業意欲を高めるため、下記の課外活動を行う。
 - ①給料取り組み：利用者が作業して得た工賃（給料や賞与）を使用して本人が希望する活動を行う。
 - ②季節の取り組み：3 ヶ月ごとに年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）実施する。日帰りできる範囲で、原則全員参加型の外出を行う。
 - ③風俗習慣：節分やクリスマスなど世間一般に広く認知されている風習を行う。
 - ④その他：利用者個々の状況に応じて入所式や成人式などの催しを行う。使用目的を指定した寄附金品があった場合はその趣旨に応じた行事を実施する。

6. 利用者の処遇

（１）作業支援

個々の利用者の状況に配慮し、本人の能力と働く意欲を尊重して作業支援を行うとともに、仕事及び工賃の確保に努める。

（２）日常生活支援

利用者の心身の健康状態を把握するとともに、個人の尊厳を尊重した支援を心がけ、日常生活を送る上での必要な生活習慣や対人関係の指導・援助を行う。

（３）プライバシー配慮

権利擁護規程、個人情報保護規程、虐待防止要領に沿って利用者のプライバシーや権利に配慮した運営を行う。

（４）利用者の給料

利用者の給料は日給制とし、1 ヶ月分を翌月 10 日に支給する。事業収入から必要経費を控除した残額を、賞与として 9 月末と 3 月末の半年ごとに支給する。

7. 営業日

毎月暦日数－8日の開所を原則とし、平日と指定する土曜日で構成する。行事の実施等により日曜日を営業日とする場合がある。

休日は営業指定のない土曜日と日曜日、国民の祝日及び国民の休日、夏季（8月13日から15日）並びに年末年始（12月30日から1月3日）で構成する。

8. 職員体制

施設長（管理者）	常勤 兼務	1名
サービス管理責任者	常勤 兼務	1名
生活支援員	常勤 専従	3名
	非常勤 専従	5名
看護職員	非常勤 専従	1名
医師	嘱託医	1名

9. 資質向上

（1）内部研修

全職員を対象に、公益通報者保護制度に関して窓口や通報処理の仕組み及びコンプライアンスの周知を図るため、施設長が講師となって毎年研修を行う。虐待防止や身体拘束適正化は、外部研修参加職員による伝達研修をもって行う場合がある。

（2）外部研修

常勤職員を対象に、各職員に年1回以上の外部研修参加の機会を提供し、援助技術や知識、専門スキルの習得を図り、職員の資質向上及びサービスの質の向上に努める。参加する研修は職務上の必要性や有効性、関連性を重視して決定する。

（3）名古屋市強度行動障害者支援事業

強度行動障害者支援専門員派遣事業を活用し、支援専門員の定期派遣を受けて支援策の検討や実践、環境整備を行っていく。

10. 防災計画

（1）防火・防災設備点検

- ア. 業務委託している㈱日立ビルシステムにより消防設備点検を年2回実施
- イ. 防火設備、防災設備及び備蓄品の自主点検を年1回実施

（2）災害訓練

- ア. 消防計画に基づいて避難・消火・通報の訓練を年2回実施
- イ. BCP（災害）、南海トラフ地震防災対策計画、避難確保計画に基づいた総合訓練を年1回実施
- ウ. BCP（感染）に基づき感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年2回実施